

水道トラブルについて ②

～ 水道水がでない！ ～

■水道水が「出ない」・「使えない」■

岩内町では、原則的に元栓から水の供給を止める作業はしておりません。（例外あり）

ご自宅の水が出ない場合は、次のケースが考えられます。

1. 水抜き（水落とし）されている。

特に引っ越しで新しく入居された際に多いケースですが、トイレや台所まわりなどに設置されている水抜き栓で**水抜きされている状態**となっているので、開栓をして給水してください。

（各蛇口が開いていることがありますので、確認のうえ開栓するようにしましょう。）

2. 配水管の工事のため断水している。

配水管（本管）の工事などにより、水の供給を一時的に停止（断水）する場合があります。

工事を行う際は、事前に上下水道課より対象家屋等に周知いたしますが、工事が完了するまで水道が使えなくなります。

3. 給水を停止されている。

水道料金等の滞納者に対し、水道法及び町条例に基づく給水停止処分を行います。

滞納がある場合は、督促・催告・訪問等により対応いたしますが、納付がない場合、給水停止を通知のうえ実施いたします。

水道料金の納め忘れにご注意ください。

※給水停止の解除

給水停止の解除については、水道料金等の納付確認をした後に解除作業を実施しますので、上下水道課窓口にて納付願います。

(銀行や郵便局で納付した場合、入金確認まで数日かかる場合があります。)

また、解除作業は平日午前9：00～午後4：00までのみ対応いたします。

なお、給水停止により使用者に損害が発生しても一切責任は負いません。

すでに入金済みの場合や、納付相談などは上下水道課へ連絡ください。

4. 水道が凍結している。

冬期間の外気温が－4度以下のときや真冬日（1日中気温が0度以下の日）のときは、水道が凍結して水が出なくなる場合があります。

このような場合、水道管が破裂することがあります。

また、破裂箇所から水が吹き出て室内が水浸しになる。などの被害も発生する可能性がありますので、就寝前や外出時などに水抜きを行い、凍結させないように注意しましょう。

※凍結してしまった水道の修理

- ・室内をあたためる（室内気温を上げる）
- ・凍結箇所が見える場合（配管や蛇口）の場合は、凍結箇所にタオルをあて、ぬるま湯をかける。（熱湯を使用すると、水道管が破裂することがあるためご注意ください。）
または、ドライヤーであたためるなどの方法で解氷を試みてください。
- ・それでも水道が出ない場合は、「**指定給水装置工事事業者**」に解氷を依頼してください。
なお、水道凍結を解氷する作業や水道管破裂の修理にかかる費用などは**所有者または使用者の自己負担**となります。